

小売電気事業者による再エネ電源先行拡大事業助成金交付要綱

(制定) 令和 5 年 7 月 19 日付 5 都環公地温第 1618 号

(改正) 令和 6 年 5 月 9 日付 6 都環公地温第 748 号

(改正) 令和 6 年 7 月 12 日付 6 都環公地温第 1948 号

(改正) 令和 7 年 3 月 17 日付 6 都環公地温第 6150 号

(改正) 令和 8 年 3 月 27 日付 7 都環公地温第 8259 号

(目的)

第 1 条 本交付要綱は、小売電気事業者による再エネ電源先行拡大事業実施要綱（令和 5 年 6 月 14 日付 5 環気計第 72 号。以下「実施要綱」という。）第 9 条第 2 項第三号に基づき、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が東京都（以下「都」という。）と連携して事務を執行する小売電気事業者による再エネ電源先行拡大事業（以下「本事業」という。）の助成金（以下「本助成金」という。）の交付等に関する必要な手続等を定め、業務の適正かつ確実な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 本交付要綱において使用する用語は、実施要綱において使用する用語の例による。

(助成対象事業)

第 3 条 本助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、実施要綱第 4 条に規定する事業であって、次の要件を全て満たすものとする。

- 一 実施要綱第 4 条に規定する再生可能エネルギー発電設備（以下「再エネ設備」という。）から得られた電気及び環境価値を、都内電力需要家に供給する期間が 10 年以上の事業であること。
- 二 都を供給区域とするみなし小売電気事業者（電気事業法等の一部を改正する法律（平成 26 年 6 月 18 日法律第 72 号）附則第 2 条第 2 項に規定する「みなし小売電気事業者」という。）が供給する低圧の規制料金メニューの料金又は高圧及び特別高圧の標準メニューの料金を下回る料金設定である期間が 10 年以上であること。

2 実施要綱第 4 条に規定する別に定める要件は、次の第一号及び第二号のとおりとする。

- 一 次の要件のいずれかを満たしていること。ただし、単体で発電出力（kW を単位とし、太陽光発電設備においては、当該設備を構成する太陽電池モジュールの日本産業規格若しくは IEC の国際規格に規定されている公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの日本産業規格に基づく定格出力の合計値の小数点以下を切り捨てた値のうち、いずれか小さい値とする。以下同じ。）が 50 kW 以上の再エネ設備を新たに設置する場合は、アとイをどちらも満たしていること。ただし、アについて、自治体等が協定の締結を求めない場合においてはこの限りでない。

ア 再エネ設置地域の自治体等との間で、実施要綱第 4 条に規定する再エネ設備に設けら

れた給電用コンセントを利用した再エネ設置地域の住民への電気の提供等、非常時における助成対象設備の利活用に係る協定を締結すること。

イ 再エネ設置地域の自治体及び再エネ設備の設置場所の周辺地域に対する事前説明を行うこと。ただし、再エネ設備を建物の屋根に設置する場合は、周辺地域への事前周知の実施に代えることができる。

二 次の要件のいずれかを満たしていること。

ア 本助成金の交付対象となる設備（以下「助成対象設備」という。）の設置に係る出資又は融資を、個人事業主にあつては、住所等、法人にあつては、本店又は主たる事務所の所在地が再エネ設置地域に属する事業者（以下「再エネ設置地域事業者」という。）又は再エネ設置地域の住民から受けること。

イ 助成対象設備に係る施工又は維持管理を再エネ設置地域事業者に担わせること。

ウ 助成対象設備から得られた電気の需給管理を再エネ設置地域事業者に担わせること。

エ その他公社が認める再エネ設置地域との関係構築を行うこと。

3 実施要綱第4条第一号オ及び第二号オの規定に関し、本事業の実施内容及び成果について、東京都エネルギー環境計画書制度における計画書、報告書への記載を行うこと。

（助成対象事業者）

第4条 本助成金の交付対象となる事業者（以下「助成対象事業者」という。）は、実施要綱第5条に規定する者で法人格を有する者とする。なお同条第1項一号のただし書きについては以下の要件を満たす者とする。

一 新しい技術の活用や、工夫を凝らした手法等による電源の開発を行う場合

二 事業者自身がこれまで開発実績のない新たな地域において電源の開発を行う場合

2 前項の要件のうち、一を満たす者とは、本要綱第8条に定める交付申請に先立って事前協議を行い、書類審査及び必要に応じて現地調査等を経たうえで、別に定める審査会において助成対象事業者として適当と認められた者とする。

第4条の2 実施要綱第5条の2の規定に関し、あらかじめ都内における供給先や需要家が決まっている小売電気事業者にあつては、第8条に規定する本助成金の交付申請に先立って、公社にその旨を申し出ることとし、電力供給先が都内かつ需要家が未定の再エネ設備を新たに設置する計画のある助成対象事業者にあつては、交付申請時に書面にてその旨を明らかにしなくてはならない。

（助成対象設備）

第5条 助成対象設備は、実施要綱第6条に規定する設備であつて、その種別ごとに別表第1に掲げる要件を満たすものとする。

（助成対象経費）

第6条 本助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、実施要綱第7条に規定する経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の経費は助成対象経費としない。

- 一 第 10 条第 1 項の規定により公社が交付決定をした日の前に契約締結したものに係る経費
- 二 助成対象事業に係る消費税及び地方消費税
- 三 金融機関に対する振込手数料（ただし、振込手数料を取引先が負担し、取引価格に含まれている場合は、助成対象経費として計上することができるものとする。）
- 四 過剰であるとみなされるもの、予備若しくは将来用のもの又は助成対象事業以外において使用することを目的としたものに要する経費
- 五 施工業者等からの還付等に伴い、助成対象者が実質的に負担していないとみなされる経費

3 助成対象経費の中に本助成金の交付を受けようとする助成対象事業者（第 8 条第 2 項に規定する共同で申請する者も含む。）の自社製品の調達等に係る経費がある場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、本助成金の交付の目的に鑑み、利益等排除を行った経費を助成対象経費とする。

（本助成金の額）

第 7 条 本助成金の交付額（以下「助成金額」という。）は、実施要綱第 8 条に規定する額とする。

（本助成金の交付申請）

第 8 条 本助成金の交付を受けようとする助成対象事業者は、公社が別に定める期間中に助成金交付申請書（第 1 号様式）その他の別表第 2 に掲げる書類を公社に提出するものとする。

2 前項の規定による申請において、実施要綱第 5 条第 2 項に該当する場合にあっては、小売電気事業者及び発電事業者が共同で申請を行わなければならない。

3 第 1 項の規定による申請において、実施要綱第 5 条第 3 項に該当する場合にあっては、リース使用者及びリース事業者が共同で申請を行わなければならない。

4 前 2 項の規定は、第 13 条第 1 項、第 14 条第 1 項、第 15 条第 1 項、第 17 条、第 19 条第 2 項、第 20 条第 1 項、第 21 条第 1 項、第 24 条第 3 項、第 28 条第 2 項第一号、第 28 条第 3 項、第 29 条第 2 項、第 30 条第 2 項の規定により申請書等を公社に提出する場合に準用する。

5 第 1 項及び第 2 項の規定による申請は先着順に受理するものとし、受理した申請に係る本助成金の交付額の合計が公社の予算の範囲を超えた日（以下「予算超過日」という。）をもって申請の受理を停止する。

6 前項の規定にかかわらず、予算超過日に複数の申請があった場合は、予算超過日の前日における予算残額を、予算超過日に到着した申請件数で割った金額（千円未満の端数切捨て）を予算超過日到着 1 件当たりの上限額とする。

7 公社が受け付けた申請書類に不備がある場合、第 1 項の規定により交付申請した助成対象事業者（以下「交付申請者」という。）又は第 9 条に規定する手続代行者に修正を求めた日の

翌日から起算して 30 日以内に交付申請者又は手続代行者が当該不備の修正を行わないときは、その申請を取り下げたものとみなす。

(手続代行者)

第 9 条 助成対象事業者は、前条の規定による交付申請に係る手続（第 13 条第 1 項、第 14 条第 1 項、第 15 条第 1 項、第 17 条、第 19 条第 2 項、第 20 条第 1 項、第 21 条第 1 項、第 24 条第 3 項、第 28 条第 2 項第一号、第 28 条第 3 項、第 29 条第 2 項、第 30 条第 2 項の手続を含む。）の代行を、第三者に対し依頼することができる。

2 前項の規定により依頼を受け、当該申請に係る手続の代行を行う者（以下「手続代行者」という。）は、実施要綱第 5 条第 1 項第三号及び同条第 4 項各号に定める要件に該当しないものであることとする。

3 手続代行者は、事業の円滑な推進のため、この要綱及びその他公社が定める交付申請等に係る全ての要件を理解し、交付申請者にその内容を誤りのないよう説明するとともに、当該交付申請者及び公社との連携を図らなければならない。

4 手続代行者は、この要綱及びその他公社が定める手続を遅滞なく行うとともに、公社からの内容確認等に対し、指定される期限までに回答しなければならない。

5 手続代行者は、第 36 条で規定する公社が指定する電子情報処理組織を使用する方法により手続を行う場合にあっては、手続及び申請等に関する同意事項及び注意事項について、交付申請者に対して適切に説明し、内容について確認を得た上で実施しなければならない。

6 公社は、必要に応じて、手続代行者が行う手続について調査を実施し、手続代行者がこの要綱の規定に従って手続を遂行していないと認めたときは、当該手続代行者に対し、代行の停止を求めることができるものとする。

7 手続代行者は、前項の調査に協力しなければならない。

8 手続代行者は、従業員等（本事業に関する業務を委託する場合は当該委託事業者を含む。）に対して、この要綱及びその他公社が定める交付申請等に係る全ての要件について、周知徹底するとともに、指揮監督を行わなければならない。

(本助成金の交付決定)

第 10 条 公社は、第 8 条の規定により本助成金の交付の申請を受けた場合は、当該申請の内容について審査の上、公社の基金の範囲内で本助成金の交付又は不交付の決定を行う。

2 公社は、前項の決定を行うに当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

3 公社は、第 8 条の申請をした助成対象事業者に対し、前項の決定において、本助成金を交付する場合にあっては助成金交付決定通知書（第 4 号様式）により、不交付とする場合にあっては助成金不交付決定通知書（第 5 号様式）により通知するものとする。

(交付の条件)

第 11 条 公社は、前条第 1 項の規定による本助成金の交付決定に当たっては、本事業の目的

を達成するため、同条第3項の規定により本助成金の交付決定の通知を受ける助成対象事業者（以下「助成事業者」という。）に対し、次に掲げる条件を付すものとする。

- 一 助成事業者は、本交付要綱及び本助成金の交付決定の内容並びにこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって助成事業（助成対象事業に要する経費に関し、前条第3項の規定により本助成金の交付決定の通知を受けた当該助成対象事業をいう。以下同じ。）により取得、整備し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- 二 助成事業者は、公社が第23条第1項の規定により本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、これに従うこと。
- 三 助成事業者は、公社が第24条第1項の規定により本助成金の全部又は一部の返還を請求した場合は、公社が指定する期日までに返還するとともに、第25条第2項の規定に基づき違約加算金を併せて納付すること。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第26条第2項の規定に基づき延滞金を納付すること。
- 四 助成事業者は、公社が助成事業の適正な執行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは、遅滞なくこれに応じること。
- 五 助成事業者は、小売電気事業者による再エネ設備設置の取組の検討の参考として、都又は公社から発電量、工事の内容等に関する情報を提供するように求められた場合は、これに協力すること。
- 六 助成事業者は、都又は公社が小売電気事業者による再エネ設備設置の取組の普及啓発に係る事例として、助成事業名、助成事業者名、所在地、助成事業の内容等を公表しようとする場合は、これに同意すること。
- 七 助成事業者は、実施要綱第4条に規定する再エネ設備の概要、設置場所、設置目的等、再エネ設備設置の取組について、他の事業者の参考となる情報をインターネットの利用により公表すること。
- 八 助成事業者は、助成事業の実施に当たり、本交付要綱その他法令の規定を遵守すること。

（契約等）

第12条 助成事業者は、助成事業の実施に当たり、売買、請負その他の契約を行う場合は、入札、複数者からの見積書の徴収又はその他の方法により、競争に付さなければならない。ただし、当該助成金の運用上、競争に付すことが著しく困難又は不相当である場合等、公社が認めた場合はこの限りでない。

（申請の撤回）

第13条 助成事業者は、第10条第1項による本助成金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、同条第3項の本助成金の交付決定の通知を受領した日の翌日から起算して14日以内に、助成金交付申請撤回届出書（第6号様式）を公社に提出し、申請の撤回をすることができる。

2 公社は、前項の届出書の提出があったときには、その内容を都に報告するものとする。

(助成事業の承継)

第 14 条 助成事業者の地位の承継（相続、法人の合併、分割等又は契約による所有権移転に限る。）が行われた場合において、助成事業者の地位を承継した者（以下「承継者」という。）が当該助成事業を継続して実施しようとするときは、承継者は、助成事業承継届出書（第 7 号様式）を公社に提出しなければならない。

2 公社は、前項の規定による届出を受けた場合で、承継者が当該助成事業を継続して実施することが適切でないと認めたときは、本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(助成事業の計画変更の届出)

第 15 条 助成事業者は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ助成事業計画変更届出書（第 8 号様式）を提出しなければならない。ただし、事業の目的及び効果に影響を与えない軽微な変更については、この限りでない。

一 助成事業の内容を変更しようとするとき。

二 助成対象経費の内訳を変更しようとするとき。

2 公社は、前項の届出を受けたときは、必要に応じてその内容を審査し、当該助成事業者に対し、助言その他必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

3 公社は、助成事業者が前項に基づき計画変更を是正しないときは、本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(事情変更による決定の取消し等)

第 16 条 公社は、本助成金の交付決定後、天災地変その他本助成金の交付の決定後生じた事情の変更により助成事業の全部又は一部を実施する必要がなくなった場合においては、本助成金の交付決定の全部又は一部を取消し、又はその他の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

(事業者情報の変更に伴う届出)

第 17 条 助成事業者は、名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地等（以下「事業者情報」という。）を変更した場合は、速やかに事業者情報の変更届出書（第 9 号様式）を提出しなければならない。

(債権譲渡の禁止)

第 18 条 助成事業者は、第 10 条第 1 項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、第三者に譲渡し、又は承継（第 14 条の場合を除く。）させてはならない。ただし、公社の承認を事前に得た場合はこの限りでない。

2 公社は、前項の承認を行うに当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

(工事遅延等の報告)

第 19 条 (削除)

(助成事業の中止又は廃止の報告)

第 20 条 助成事業者は、助成事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに助成事業中止（廃止）届出書（第 10 号様式）を公社に提出しなければならない。

2 公社は、前項の届出を受けた場合は、必要に応じてその内容を審査し、当該助成事業者に対し、助言その他必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

(実績の報告)

第 21 条 助成事業者は、助成事業が完了したときは、実績報告書兼助成金交付請求書（第 11 号様式）その他の別表第 3 に掲げる書類を公社に提出しなければならない。

2 前項に規定する提出は、助成事業が完了した日から 30 日以内又は公社が指定する期限のいずれか早い日までに行わなければならない。

3 第 1 項の規定による提出について、天災地変その他助成事業者の責に帰することのできない理由として公社が認めるものがある場合にあっては、公社が認める期間までに行うものとする。

4 公社は、第 1 項の書類に不備がある場合、助成事業者又は第 9 条に規定する手続代行者に修正を求めるものとし、当該修正を求めた日の翌日から起算して 30 日以内又は公社が指定する期限のいずれか早い日までに助成事業者又は手続代行者が当該不備の修正を行わないときは、公社は交付決定を取り消すことができる。

(助成金の額の確定及び助成金の交付)

第 22 条 公社は、前条第 1 項の規定による提出を受けた場合には、その内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該助成事業の内容が第 10 条第 1 項の交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合すると認めたときは、交付すべき本助成金の額を確定し、その旨を当該助成事業者に対し助成金額確定通知書（第 12 号様式）により通知し、本助成金を支払うものとする。

2 前項の規定により確定する本助成金の額は、第 10 条第 3 項の交付決定通知書に記載した交付決定額（変更された場合にあっては、変更された後の額）と、助成金の実績報告額のいずれか低い額とする。

(交付決定の取消し)

第 23 条 公社は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第 10 条第 1 項に規定する本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- 一 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。
- 二 交付決定の内容又は目的に反して本助成金を使用したとき。
- 三 本事業に係る公社の指示に従わなかったとき。

四 交付決定を受けた者（法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が暴力団員等又は暴力団に該当するに至ったとき。

五 その他本助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は本交付要綱の規定に違反したとき。

2 公社は、前項の決定を行うに当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

3 公社は、第1項の規定により取消しを行った場合は、速やかに当該助成事業者に対し、助成金交付決定取消通知書（第13号様式）により通知するものとする。

4 第1項の規定は、前条に規定する本助成金の額の確定後においても適用するものとする。

（不正手続等に対する措置）

第23条の2 公社は、交付申請者、助成事業者、手続代行者又は施工業者（以下、「交付申請者等」という。）が、偽りその他不正の手段によりこの要綱に規定する手続若しくは当該申請に係る施工を行った場合、又はこの要綱その他法令の規定に違反する行為を行った場合には、当該交付申請者等に対し、次の措置を講じることができる。この場合において、交付申請者等から業務を受託した者が不正手続等を行ったときは、当該交付申請者等が当該業務を受託した者と共に不正手続等を行ったものとみなして本条を適用する。

一 第10条第2項の規定による本助成金の不交付の決定、第23条第1項の規定による交付決定の取消し、次条第1項の規定による本助成金の返還の請求、第25条第1項の規定による違約加算金の納付の請求及び第26条第1項の規定による延滞金の納付の請求

二 公社が都の補助金の交付を受けて行う助成金等交付事業その他実施する事務又は事業について、一定の期間、助成対象事業者、手続代行者又は施工業者の対象外とすること。

三 氏名又は名称及び不正内容を公表すること。

（本助成金の返還）

第24条 公社は、助成事業者、手続代行者又は施工業者（以下「助成事業者等」という。）に対し、第16条又は第23条第1項の規定による取消しを行った場合において、既に交付を行った本助成金があるときは、当該助成事業者に対し、助成金返還請求通知書（第14号様式）により期限を付して本助成金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

2 助成事業者等は、前項の規定により本助成金の返還の請求を受けたときは、公社が指定する期日までに、本助成金を公社に返還しなければならない。

3 助成事業者等は、前項の規定により本助成金を返還したときは、公社に対し、助成金返還報告書（第15号様式）を提出しなければならない。

4 前項の規定は、次条第1項の規定による違約加算金及び第26条第1項の規定による延滞金を請求した場合に準用する。

（違約加算金）

第25条 公社は、第23条第1項の規定による取消しを行った場合において、助成事業者等に

対し前条第1項の規定により返還請求を行ったときは、当該助成事業者等に対し、本助成金の受領の日から納付の日までの日数（公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く。）に応じ、返還すべき額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した違約加算金を請求するものとする。

- 2 助成事業者等は、前項の規定による違約加算金の納付の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。

（延滞金）

第 26 条 公社は、助成事業者等に対し、第 24 条第 1 項の規定により本助成金の返還を請求した場合であって、助成事業者等が、公社が指定する期限までに当該返還金額（違約加算金がある場合には当該違約加算金を含む。）を納付しなかったときは、当該助成事業者等に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を請求するものとする。

- 2 助成事業者等は、前項の規定による延滞金の納付の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。

（他の助成金等の一時停止等）

第 27 条 公社は、助成事業者等に対し、本助成金の返還を請求し、助成事業者等が本助成金、違約加算金又は遅延金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき助成金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該給付金と未納付額とを相殺するものとする。

（財産の管理及び処分）

第 28 条 助成事業者は、取得財産等を別表第 4 に掲げる処分制限期間において、善良な管理者の注意をもって管理し、本助成金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図ることとし、処分（本助成金の交付の目的以外に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、債務の担保の用に供し、又は廃棄することをいう。以下同じ。）をしてはならない。

- 2 助成事業者は、処分制限期間に、助成対象設備の処分（次項の場合を除く。）により、取得財産等の所有者を変更しようとする場合は、次の各号のとおり、あらかじめ公社の承認を受けなければならない。

なお、この場合において、助成事業者における本助成金の交付に伴う全ての条件、義務等は、当該変更後の所有者（以下「変更後所有者」という。）に移転するものとし、当該変更後は、当該条件、義務等に係る本交付要綱の規定中「助成事業者」とあるのは「変更後所有者」と読み替えて、当該各規定を適用する。

- 一 助成事業者は、当該変更後所有者と共同で、速やかに所有者変更承認申請書（第 16 号様式）を公社に提出しなければならない。

- 二 公社は、前号の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、妥当であると認め

たときは、当該申請に係る所有者の変更を承認するものとする。

三 公社は、前号の承認をしたときは、その旨を当該助成事業者に対し、所有者変更承認通知書（第 17 号様式）により通知するものとする。

3 取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が 1 件当たり 50 万円以上のものの処分（譲渡及び交換を除く。）をしようとする場合は、あらかじめ取得財産等処分承認申請書（第 18 号様式）により公社の承認を受けなければならない。ただし、別表第 4 に掲げる処分制限期間を経過した場合及び天災地変その他助成事業者の責に帰することができない理由として公社が認めるものがある場合はこの限りでない。

4 公社は、前項の規定により取得財産等の処分を承認しようとする場合には、当該助成事業者に対し、助成金等交付財産の財産処分承認基準（平成 26 年 4 月 1 日 26 都環公総地第 6 号）第 3 2 に定める方法により算出した額（以下「処分に係る算出金」という。）を財産等の処分及び電力供給解除に係る納付額通知書（第 19 号様式）により請求するものとする。

5 助成事業者は、前項の規定により処分に係る算出金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。

（電力供給内容等の変更）

第 29 条 助成事業者は、実施する助成事業に係る電力供給内容等を変更しようとする場合は、あらかじめ公社の承認を得なければならない。ただし、供給開始日から 10 年を経過した場合はこの限りでない。

2 助成事業者は、前項の承認を受けようとするときは、電力供給内容等変更申請書（第 20 号様式）を、公社に提出するものとする。

3 公社は、前項の申請を受け、その内容が妥当であると認めたときは、変更を承認するものとする。

4 公社は、前項の承認をしたときは、電力供給内容等変更承認通知書（第 21 号様式）により、その旨を当該助成事業者に通知するものとする。

5 公社は、第 3 項の承認を行うに当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

（電力供給解除の制限）

第 30 条 助成事業者は、都内電力需要家に対して行う再エネ設備から得られた電気の供給を解除しようとする場合は、あらかじめ公社の承認を得なければならない。ただし、供給開始日から 10 年を経過した場合又は第 28 条第 3 項若しくは前条第 4 項で公社の承認を受けた場合はこの限りでない。

2 助成事業者は、前項の承認を受けようとするときは、電力供給解除承認申請書（第 22 号様式）を、公社に提出するものとする。

3 公社は、第 1 項の規定により電気の供給の解除を承認しようとする場合には、当該助成事業者に対し、次の計算式により算出した額（以下「解除に係る算出金」という。）を財産等の処分及び電力供給解除に係る納付額通知書（第 19 号様式）により請求するものとする。ただし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

解除に係る算出金 = 助成金額 - (助成金額/120(箇月)) × 供給開始後経過箇月数

- 4 助成事業者は、前項の規定により解除に係る算出金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。

(算出金の請求等)

第 31 条 公社は、第 28 条第 3 項の承認及び前条第 1 項の承認を同時にしようとするときは、処分に係る算出金又は解除に係る算出金のうち、いずれか多い額を請求するものとする。なお、過去に前条第 4 項により解除に係る算出金を納付した助成事業者において、第 28 条第 3 項の承認をする場合は、処分に係る算出金から解除に係る算出金を控除した額を請求するものとする。

- 2 公社は、公社の請求に基づき、助成事業者から算出金が納付され、処分又は解除を承認したときは、速やかに財産等の処分及び電力供給解除承認通知書（第 23 号様式）により、助成事業者へ通知するものとする。

- 3 公社は、前項の規定による処分の承認を行うに当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

(助成事業の経理)

第 32 条 助成事業者は、助成事業の経理について、その収支を明確にした証拠の書類を整備しなければならない。

- 2 助成事業者は、前項の書類について、第 21 条第 1 項の規定により実績報告書を提出した日の属する公社の会計年度終了の日から第 28 条第 1 項に定める処分制限期間を超過するまでの期間保存しておかなければならない。

(調査等)

第33条 公社は、本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、交付申請者等に対し、本事業に関する報告を求め、交付申請者等の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問することができる。

- 2 交付申請者等は、前項の規定による報告の徴収、事務所等への立入り、物件の調査又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければならず、同項の規定による関係者への質問を妨げてはならない。

(指導・助言)

第 34 条 公社は、本事業の適切な執行のため、交付申請者等に対し必要な指導及び助言を行うことができる。

(個人情報等の取扱い)

第 35 条 公社は、本事業の実施に関して知り得た交付申請者等(その他役員、従業者等を含む。)に係る個人情報及び申請書類等に記載された事業者情報、申請内容、交付・実績に関する情

報（以下「個人情報等」という。）については、都の施策目標及び本事業の目的を達成するために都に提供するほか、必要な範囲において、次に掲げる事項にのみ使用する。

- 一 本事業における助成金の審査、交付決定、交付及び事業の適正な執行
 - 二 公社が実施する他の助成金事業における審査、交付及び適正な執行、重複申請・重複受給の確認、不正受給の防止並びに制度改善のための照合
 - 三 国、地方公共団体等が行う同種の補助金事業における重複受給の確認
 - 四 助成金制度に関する統計分析、及びその結果を活用した制度改善並びに新規事業の企画
 - 五 都への事業報告及び都が実施する環境・産業・エネルギーの各施策への活用
 - 六 都及び公社が実施する各種事業、助成金、イベント等の情報提供
- 2 公社は、個人情報の取扱いに関し、「個人情報の保護に関する規程」及び「プライバシーポリシー（個人情報保護方針）」に基づき、適切に管理するものとする。
 - 3 助成対象事業者は、交付申請に当たり、第1項から第2項までに定める個人情報の取扱いについて、交付申請時に提出する誓約書（第2号様式）により同意するものとする。
 - 4 本条に定めのない事項については、公社が定める「個人情報の保護に関する規程」及び「プライバシーポリシー（個人情報保護方針）」に従うものとする。
 - 5 公社は、本人の同意がある場合、法令等に定めがある場合、その他公社の「個人情報の保護に関する規定」に基づき認められる場合を除き、本事業の実施に関して知り得た交付申請者等の個人情報等を第三者に提供し、又は第三者から収集しない。

（電子情報処理組織による申請等）

- 第36条 本事業に係る手続については、公社が指定する電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。
- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける公社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に公社に到達したものとみなす。

（電子情報処理組織による通知等）

- 第37条 本事業に係る通知等（以下「通知等」という。）については、公社が指定する電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の公社が指定する表示をする場合に限る。

なお、電子署名規程（令和5年11月24日付5都環公総総第569号）第3条第2項の規定に基づき、通知等における電子署名は省略することができる。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知等は、当該通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該通知等を受ける者に到達したものとみなす。
- 3 通知等のうち当該通知等に関する他の規定により署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該規定にかかわらず、通知等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明

書を当該通知等と併せて公社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することをもって代えることができる。

(その他)

第 38 条 本交付要綱に定めるもののほか、本事業の円滑かつ適正な運営を行うための必要な事項は、公社が別に定める。

2 要綱から明確に判断できない事項等、要綱の解釈に疑義が生じた場合、その都度公社が判断し、都と協議した上で対応方法を決定するものとする。

附 則（令和 5 年 7 月 19 日付 5 都環公地温第 1618 号）

この要綱は、令和 5 年 7 月 19 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 6 年 5 月 9 日付 6 都環公地温第 748 号）

この要綱は、令和 6 年 5 月 9 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 6 年 7 月 12 日付 6 都環公地温第 1948 号）

この要綱は、令和 6 年 7 月 12 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 17 日付 6 都環公地温第 6150 号）

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 3 月 27 日付 7 都環公地温第 8259 号）

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1 助成対象設備（第5条関係）

再生可能エネルギー発電設備^{※1}

種別	要件
太陽光発電	次の全ての要件を満たすものとする。 ① 発電出力が50kW以上であること。ただし、発電設備を新たに複数設置し、電力販売契約又は再エネ電力メニューに基づき都内電力需要家に供給する場合は、新たに設置する設備の出力の合計で判断する。 ② 太陽光発電設備を構成するモジュールが、一般財団法人電気安全環境研究所（J E T）が定めるJETPVm認証のうち、モジュール認証を受けたものであること若しくは同等以上であること又は国際電気標準会議（I E C）のIECEE-PV-FCS制度に加盟する認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであること（認証の有効期限内の製品に限る。）。
風力発電	発電出力が1kW以上（単機出力1kW以上）であること。
水力発電	発電出力が1kW以上1,000kW以下（単機出力1kW以上）であること。
地熱発電	特になし
バイオマス ^{※2} 発電	次の全ての要件を満たすものとする。ただし、離島及びへき地に設置する場合は、②の要件を除く。 ① バイオマス依存率が60%以上であること。 ② 発電出力が10kW以上であること。
バイオマス ^{※2} 燃料製造	次の全ての要件を満たすものとする。ただし、離島及びへき地に設置する場合は、③及び④の要件を除く。 ① バイオマス発電設備と併せて導入すること。 ② バイオマス依存率が60%以上であること。 ③ メタン発酵方式の場合、次の要件を満たすこと。 ・ガス製造量：100 N m³/日以上 ・低位発熱量：18.84 MJ/N m³（4,500kcal/N m³）以上 ④ メタン発酵方式以外の場合、次の要件を満たすこと。 ・製造量：固形化 150kg/日以上 液 化 100kg/日以上 ガス化 450N m³/日以上 ・低位発熱量：固形化 12.56 MJ/kg（3,000kcal/kg）以上 液 化 16.75MJ/kg（4,000kcal/kg）以上 ガス化 4.19MJ/N m³（1,000kcal/N m³）以上

複数の組み合わせ による再生可能エ ネルギー発電	再エネ設備の出力合計が 10kW 以上であること。
--------------------------------	---------------------------

- ※ 1 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成 23 年法律第 108 号)に係る事業計画策定ガイドライン(最新版)に従ったものに限るものとする。
- ※ 2 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則(平成 13 年東京都規則第 34 号)第 3 条第 2 項に規定するものとする。

別表第2 交付申請に必要な提出書類（第8条関係）

○：必須、△：対象の場合

No.	提出書類	様式	太陽光発電	風力発電	水力発電	地熱発電	バイオマス発電	備考
1	助成金交付申請書	第1号様式	○	○	○	○	○	
2	誓約書	第2号様式	○	○	○	○	○	
3	事業実施計画書	第3号様式	○	○	○	○	○	
4	バイオマス依存率計算書	第3号様式別紙1	-	-	-	-	○	
5	助成対象事業経費内訳	共通様式	○	○	○	○	○	
6	登記簿謄本(現在事項全部証明書)の写し	添付資料1	○	○	○	○	○	
7	設置場所(建物又は土地)の全部事項証明書の写し	添付資料2	○	○	○	○	○	
8	実施要綱第4条第一号及び第二号を満たすことがわかる資料(写し)	添付資料3	○	○	○	○	○	
9	工事に係る工程表	添付資料4	○	○	○	○	○	
10	システム系統図	添付資料5	○	○	○	○	○	
11	単線結線図	添付資料6	○	○	○	○	○	
12	機器配置図	添付資料7	○	○	○	○	○	
13	掘削に係る資料	添付資料8	-	-	-	○	-	・掘削を実施する場合に提出すること。 ・交付申請時点で掘削を実施していない場合は、実施次第提出すること。
14	バイオマス燃料の調達に係る資料	添付資料9	-	-	-	-	○	
15	廃棄物の処分に係る資料	添付資料10	-	-	-	-	○	
16	低位発熱量を証明する資料	添付資料11	-	-	-	-	○	
17	バイオマス燃料利用計画	添付資料12	-	-	-	-	△	バイオマス燃料製造設備を設置する場合に提出すること。
18	バイオマス燃料製造計画	添付資料13	-	-	-	-	△	バイオマス燃料製造設備を設置する場合に提出すること。
19	設備の仕様内容がわかるもの(カタログ・パンフレット等)	添付資料14	△	△	△	△	△	
20	見積書	添付資料15	○	○	○	○	○	複数社分を提出すること。
21	自社製品の調達等に係る経費の算定根拠	添付資料16	△	△	△	△	△	助成対象経費の中に助成対象事業者の自社製品の調達等がある場合に提出すること。
22	リース契約書(写し)又は契約書案	添付資料17	△	△	△	△	△	リース契約を行う場合に提出すること。
23	電力会社との協議内容がわかる資料(写し)	添付資料18	○	○	○	○	○	

No.	提出書類	様式	太陽光発電	風力発電	水力発電	地熱発電	バイオマス発電	備考
24	交付要綱第3条第2項第一号を満たすことがわかる資料(写し)	添付資料19	○	○	○	○	○	
25	交付要綱第3条第2項第二号ア～エいずれかを満たすことがわかる資料(いずれも写し)	添付資料20	○	○	○	○	○	
26	最新の東京都エネルギー環境計画書制度におけるエネルギー環境計画書	添付資料21	○	○	○	○	○	
27	最新の東京都エネルギー環境計画書制度におけるエネルギー状況報告書	添付資料22	○	○	○	○	○	
28	交付要綱第4条第1項第一号から第二号までのいずれかを満たすことがわかる資料(写し)	添付資料23	△	△	△	△	△	
29	実施要綱第5条第1項第二号における、中間評価に関する特例措置の対象である小売電気事業者であることがわかる資料	添付資料24	△	△	△	△	△	中間評価に関する特例措置の対象事業者である場合に提出すること。
30	2030年度までに再エネ率を50%以上とするための計画書	添付資料25	△	△	△	△	△	項番26のエネルギー環境計画書に記載が無い場合に、同書類に準じて作成し、提出すること
31	国等の補助金等において受領した交付決定通知書等(写し)	添付資料26	△	△	△	△	△	・国等の補助金等の交付を受ける場合に提出すること。 ・交付申請時点で国等の交付決定通知書を受領していない場合は受領次第提出すること。
32	その他公社が必要と認める書類	添付資料27	△	△	△	△	△	必要な場合に提出すること。

別表第3 実績報告時に必要な提出書類（第21条関係）

○：必須、△：対象の場合

No.	提出書類	様式	太陽光発電	風力発電	水力発電	地熱発電	バイオマス発電	備考
1	実績報告書兼助成金交付請求書	第11号様式	○	○	○	○	○	
2	助成対象事業経費内訳	共通様式	○	○	○	○	○	
3	実施要綱第4条第一号及び第二号を満たすことがわかる資料(写し)	添付資料1	○	○	○	○	○	・交付申請時に提出した資料について、確定資料を提出すること。 ・交付申請時から変更のない資料についての再提出は不要とする。
4	工事に係る工程表	添付資料2	○	○	○	○	○	
5	システム系統図	添付資料3	○	○	○	○	○	
6	単線結線図	添付資料4	○	○	○	○	○	
7	機器配置図	添付資料5	○	○	○	○	○	
8	工事写真	添付資料6	○	○	○	○	○	
9	契約書(写し)	添付資料7	○	○	○	○	○	
10	請求書(写し)	添付資料8	○	○	○	○	○	
11	支払いが完了したことがわかる金融機関発行の証明書等	添付資料9	○	○	○	○	○	支払いの事実が確認できる書類を提出すること
12	保証書又は出荷証明書(写し)	添付資料10	○	○	○	○	○	
13	引渡書(写し)	添付資料11	○	○	○	○	○	
14	本事業で設置した再エネ設備を電源とする再エネ電力メニューのプレスリリースを行ったことがわかる資料	添付資料12	△	△	△	△	△	本事業で設置した再エネ設備から得られた電気及び環境価値を再エネ電力メニューにより供給する場合に提出すること。
15	電力会社との協議内容がわかる資料(写し)	添付資料13	○	○	○	○	○	交付申請時から変更のない資料についての再提出は不要とする。
16	交付要綱第3条第2項第一号を満たすことがわかる資料(写し)	添付資料14	○	○	○	○	○	・交付申請時に提出した資料について、確定資料(締結済協定書等)を提出すること。 ・交付申請時から変更のない資料についての再提出は不要とする。
17	交付要綱第3条第2項第二号ア～エいずれかを満たすことがわかる資料(いずれも写し)	添付資料15	○	○	○	○	○	・交付申請時に提出した資料について、確定資料(締結済契約書等)を提出すること。
18	再エネ設備情報及び電力供給の取組内容の公表資料	添付資料16	○	○	○	○	○	
19	国等の補助金等において受領した交付額確定通知書等(写し)	添付資料17	△	△	△	△	△	・国等の補助金等の交付を受ける場合に提出すること。 ・実績報告書提出時に国等の交付額決定通知書の受領が間に合わない場合は、公社に相談すること。
20	振込口座が確認できる資料	添付資料18	○	○	○	○	○	
21	農地法における転用許可書(写し)	添付資料19	△					営農型太陽光発電設備を設置した場

							合などに提出すること。	
22	その他公社が必要と認める書類	添付資料20	△	△	△	△	△	必要な場合に提出すること。

別表第4 処分制限期間（第28条関係）

再生可能エネルギー発電等設備の種別	期間
太陽光発電 （建物附属設備の場合）	17年 （15年）
風力発電	17年
水力発電	22年
地熱発電	15年
バイオマス発電	15年
バイオマス燃料製造	15年